

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成16年9月29日

各 位

9月社長記者会見

1. 時価総額に係る上場廃止基準の見直しについて
<資料1参照>
2. 商法改正（株主名簿閉鎖制度の廃止等）に伴う「上場有価証券の発行者の
会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について
<資料2参照>

以 上

時価総額に係る上場廃止基準の見直しについて

平成16年 9月29日
株式会社名古屋証券取引所

. 改正趣旨

現行、上場廃止基準において、上場時価総額が5億円（セントレックスにおいては3億円）を下回る上場銘柄については、市場評価が著しく低く当取引所の投資対象物件としてふさわしくないものと認められるため、上場を廃止することとしています。

しかし、株価が低位にとどまり市場評価が著しく低下していると認められる上場銘柄であっても、上場株式数が多大である場合には当該基準に該当することがなく、実質的に当該基準の実効性が確保されないこととなります。

こうしたケースを捕捉するため、株価が一定期間著しく低位にとどまるような市場評価を受ける上場銘柄について、現行の時価総額に係る上場廃止基準に該当する上場銘柄と同様に当取引所の投資対象物件としてふさわしくないものと認め上場廃止の対象とすることとします。

. 改正概要

項 目	内 容	備 考
時価総額に係る上場廃止基準の追加	・ 上場銘柄の上場時価総額が5億円（セントレックスにおいては3億円）に満たない場合において9か月（3か月以内に事業改善計画等を提出しない場合にあつては3か月）以内に5億円（セントレックスにおいては3億円）以上とならないとき、 <u>又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</u>	下線部を追加します。 現行、上場時価総額が基準に該当した場合でも事業改善計画等を提出した上場会社については、その経営改善の状況について投資者の評価を反映する観点から原則9か月間上場廃止を猶予していますが、今回の見直しにより追加する内容は、実質的に株価が2円を下回るような極端なケースを対象とすることを踏まえ、3か月にわたり状況が改善しない場合に上場を廃止します。 下線部における「上場時価総額」は、日々の終値を用いて算出した月間平均の額又は月末時点の終値を用いて算出した額をいい（現行の基準と同様）、いずれかの額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない状態となり、翌月以降3か月以内に当該数値以上とならない場合に上場を廃止します。

. 改正時期

平成16年11月1日を目途に実施します。

商法改正（株主名簿閉鎖制度の廃止等）に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平成16年 9 月29日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

株券不発行制度の整備の一環として同制度の実施に先立ち本年10月に施行される商法改正により、株主名簿の閉鎖制度が廃止されるほか、新株発行時に払込期日から株券を発行できるようになることに伴い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等について技術的な改正を行うなど、所要の規定整備を行います。

2. 改正概要

1. 株主名簿の閉鎖制度の廃止

株主名簿の閉鎖制度が廃止されることに伴い、現行規定中の「名義書換の臨時停止」を「基準日の設定」に改めるなどの改正を行います。

2. 新株引受権証書上場時の株券の発行時期

新株引受権証書を上場する場合には、決済に支障をきたさないよう株券を「払込期日後」遅滞なく発行する旨の確約を行うこととしていますが、「払込期日以後」遅滞なく発行する旨に改めます。

（備 考）

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第9号等

・新株引受権証書確約書等

3. 施行日

平成16年10月1日から施行します。

以 上